

国立大学法人鹿屋体育大学役員給与規則

〔平成16年4月1日
規則第18号〕

改正	平成16年11月4日 規則第52号	平成23年3月31日 規則第18号	令和2年11月26日 規則第19号
	平成17年12月1日 規則第11号	平成24年4月5日 規則第5号	令和4年4月18日 規則第26号
	平成18年3月24日 規則第6号	平成27年1月26日 規則第2号	令和5年1月25日 規則第3号
	平成19年3月22日 規則第29号	平成27年3月27日 規則第22号	令和5年10月20日 規則第28号
	平成20年3月19日 規則第6号	平成28年2月29日 規則第7号	令和6年1月22日 規則第1号
	平成20年11月6日 規則第21号	平成29年2月2日 規則第3号	
	平成21年6月23日 規則第8号	平成30年1月19日 規則第1号	
	平成21年11月30日 規則第16号	平成30年2月7日 規則第5号	
	平成22年3月30日 規則第5号	平成31年2月1日 規則第2号	
	平成22年11月30日 規則第15号	令和2年2月20日 規則第3号	

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の規定により準用される独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第52条の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学の役員（以下「役員」という。）の給与の支給について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則における「役員」とは、国立大学法人法第10条第1項に定める学長及び監事並びに同条第2項に定める理事とする。

(役員給与)

第3条 役員給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(給与の支払日)

第4条 役員給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、毎月17日（以下この項にお

- いて「支給定日」という。)に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、支給定日が土曜日に当たるときは16日に、支給定日が日曜日及び土曜日以外の休日に当たるときは18日に支給する。
- 2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日(以下この項において両日を「支給定日」という。)に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、前日に支給する。

(給与の支払)

- 第5条 役員の給与は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の全額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員が給与につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(日割計算等)

- 第6条 新たに役員となった者には、その日から本給を支給する。
- 2 役員が退職し、又は解任されたときは、その日まで本給を支給する。
- 3 役員が死亡したときは、その月まで本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給額は、当該月の現日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は、地域手当の支給について準用する。

(端数の計算)

- 第7条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本給)

- 第8条 常勤の役員の本給月額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学長 968,000円
- (2) 理事

号 給	本 給 月 額
1	636,000円
2	708,000円
3	763,000円

- (3) 監事

号 給	本 給 月 額
1	636,000円
2	708,000円

- 2 前項第2号及び第3号の理事及び監事の給与は、学長が決定する。

(地域手当)

第9条 地域手当は、国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則（平成16年規則第25号。以下「職員給与規則」という。）第25条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

(広域異動手当)

第9条の2 広域異動手当は、職員給与規則第25条の2に定める常勤職員の例に準じて支給する。

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、職員給与規則第27条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

(単身赴任手当)

第11条 単身赴任手当は、職員給与規則第28条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

(期末手当)

第12条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。以下この条において同じ）した役員についても、同様とする。

2 国家公務員又は地方公務員若しくは国立大学法人等の職員（常勤の職員に限る。以下「国家公務員等」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における役員としての引き続いた在職期間には、基準日以前6箇月以内のその者の国家公務員等としての在職期間は、当該基準日における役員としての在職期間に算入する。

3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額を基礎として、100分の65を乗じて得た額に、次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

4 職員給与規則第32条第2項及び第3項の規定は、期末手当の支給について準用する。

(勤勉手当)

第13条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する常勤の役員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても、同様とする。

2 国家公務員又は地方公務員若しくは国立大学法人等の職員（常勤の職員に限る。以下「国家公務員等」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き

続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における役員としての引き続いた在職期間には、基準日以前6箇月以内のその者の国家公務員等としての在職期間は、当該基準日における役員としての在職期間に算入する。

- 3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じて次の表（1）に定める割合を乗じて得た額について、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、その者の職務実績に応じ、次の表（2）に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、表（2）の欄中、「良好」である場合を除いては、国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会の議を経て、決定するものとする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該役員が基準日現在において受けるべき地域手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

表（1）勤務期間割合

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100分の90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100分の70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100分の50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100分の30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100分の15
15 日以上 1 箇月未満	100分の10
15 日未満	100分の5
零	零

表（2）成績率

勤務成績	成績率
優秀	100分の112.5以上 100分の210以下
良好	100分の99
良好でない者	100分の99未満

- 4 職員給与規則第33条第2項及び第3項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

（非常勤役員手当）

第14条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。

- (1) 理事 月額 140,800円
(2) 監事 月額 95,200円

(実施に必要な事項)

第15条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平16.11.4規則第52号)

この規則は、平成16年11月4日から施行する。

附 則 (平17.12.1規則第11号)

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平18.3.24規則第6号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(本給に関する経過措置)

第1条 施行日の前日から引き続き第8条に定める本給月額を受ける役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

2 施行日以降に再任された役員又は新たに役員となった者については、前項の規定による差額に相当する額は支給しない。

(期末手当に関する経過措置)

第2条 前条第1項の規定による本給月額を支給される役員に関する役員給与規則第12条第3項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第1条の規定による本給の額との合計額」とする。

(雑則)

第3条 前2条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平19.3.22規則第29号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平20.3.19規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平20.11.6規則第21号)

この規則は、平成20年11月6日から施行する。

附 則 (平21.6.23規則第8号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成21年6月23日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

第2条 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関して、次のとおりとする。

- (1) 第12条第3項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。
- (2) 第13条第3項中「100分の85」とあるのは「100分の75」とし、表(2)成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	成績率
優秀	100分の80.5以上
	100分の150以下
良好	100分の70
良好でない者	100分の70未満

附 則 (平21. 11. 30規則第16号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

(本給に関する経過措置)

(平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

第2条 平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関して、次のとおりとする。

- (1) 第12条第3項中「100分の85」とあるのは「100分の80」とする。
- (2) 第13条第3項中「100分の80」とあるのは「100分の85」とし、表(2)成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	成績率
優秀	100分の92以上
	100分の170以下
良好	100分の80
良好でない者	100分の80未満

附 則 (平22. 3. 30規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平22. 11. 30規則第15号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(本給に関する経過措置)

(平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

第2条 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関して、次のとおりとする。

- (1) 第12条第3項中「100分の77.5」とあるのは「100分の75」とする。
- (2) 第13条第3項中「100分の77.5」とあるのは「100分の75」とし、表(2)成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	成績率
優秀	100分の80.5以上
	100分の150以下
良好	100分の70
良好でない者	100分の70未満

附 則 (平23. 3. 31規則第18号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平 2 4 . 4 . 5 規則第 5 号）

この規則は、平成 2 4 年 4 月 5 日から施行し、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 2 7 . 1 . 2 6 規則第 2 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規則は、平成 2 7 年 1 月 2 6 日から施行し、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

第 2 条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平 2 7 . 3 . 2 7 規則第 2 2 号）

（施行期日）

第 1 条 この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

第 2 条 平成 2 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き第 8 条に定める本給月額を受ける役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

2 切替日以降に新たに第 8 条に定める本給月額を受けることとなった役員について、採用の事情等を考慮して前項の規定による本給を支給される役員との権衡上必要があると学長が認めるときは、当該役員には前項の規定に準じて、本給を支給する。

（本給を基礎とする手当に関する経過措置）

第 3 条 前条の規定による本給を支給される役員については、本給を基礎とする手当額の算出において、その基礎額に前条の規定による本給の額を含めるものとする。

（雑則）

第 4 条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平 2 8 . 2 . 2 9 規則第 7 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規則は、平成 2 8 年 2 月 2 9 日から施行し、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の第 1 3 条第 3 項の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 2 7 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第 2 条 平成 2 7 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関して、改正前の第 1 3 条第 3 項中「1 0 0 分の 8 5」とあるのは「1 0 0 分の 9 0」とし、表（2）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	成績率
優秀	1 0 0 分の 9 8 以上
	1 0 0 分の 1 8 0 以下
良好	1 0 0 分の 8 5
良好でない者	1 0 0 分の 8 5 未満

（給与の内払）

第 3 条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平29. 2. 2規則第3号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成29年2月2日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

(平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第2条 第13条第3項にかかわらず、平成28年12月に支給する勤勉手当については、同項中「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」とし、表(2)成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	成績率
優秀	100分の106.5以上
	100分の195以下
良好	100分の92.5
良好でない者	100分の92.5未満

(給与の内払)

第3条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平30. 1. 19規則第1号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成30年1月19日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

(平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第2条 第13条第3項にかかわらず、平成29年12月に支給する勤勉手当については、同項中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」とし、表(2)成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	成績率
優秀	100分の106以上
	100分の195以下
良好	100分の92.5
良好でない者	100分の92.5未満

(給与の内払)

第3条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平30. 2. 7規則第5号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平31. 2. 1規則第2号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成31年2月1日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

第2条 第12条第3項の規定は平成31年4月1日から適用する。

(平成30年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第3条 平成30年12月に支給する勤勉手当に関して、第13条第3項にかかわらず「100分の97.5」とあるのは「100分の100」とし、表(2)成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	成績率
優秀	100分の108.5以上 100分の200以下
良好	100分の95
良好でない者	100分の95未満

(給与の内払)

第4条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (令2.2.20規則第3号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和2年2月20日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

(令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第2条 令和元年12月に支給する勤勉手当に関して、第13条第3項にかかわらず「100分の100」とあるのは「100分の102.5」とし、表(2)成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	成績率
優秀	100分の111以上 100分の205以下
良好	100分の97.5
良好でない者	100分の97.5未満

(給与の内払)

第3条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (令2.11.26規則第19号)

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 (令4.4.18規則第26号)

この規則は、令和4年4月18日から施行し、令和4年4月13日から適用する。

附 則（令 5. 1. 25 規則第 3 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規則は、令和 5 年 1 月 25 日から施行し、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。

（令和 4 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第 2 条 令和 4 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関して、第 1 3 条第 3 項にかかわらず「100 分の 102. 5」とあるのは「100 分の 105」とし、表（2）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	成績率
優秀	100 分の 112. 5 以上
	100 分の 210 以下
良好	100 分の 99
良好でない者	100 分の 99 未満

（給与の内払）

第 3 条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

第 4 条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（令 5. 10. 20 規則第 28 号）

この規則は、令和 5 年 10 月 20 日から施行する。

附 則（令 6. 1. 22 規則第 1 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規則は、令和 6 年 1 月 22 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の第 1 2 条第 3 項及び第 1 3 条第 3 項の規定は令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

（令和 5 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第 2 条 令和 5 年 1 2 月に支給する期末手当に関して、第 1 2 条第 3 項にかかわらず「100 分の 65」とあるのは「100 分の 67. 5」とする。

（令和 5 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第 3 条 令和 5 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関して、第 1 3 条第 3 項にかかわらず「100 分の 105」とあるのは「100 分の 107. 5」とし、表（2）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	成績率
優秀	100 分の 115 以上
	100 分の 215 以下
良好	100 分の 101. 5
良好でない者	100 分の 101. 5 未満

（給与の内払）

第 4 条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

第 5 条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。